

令和 6 年 2 月 2 6 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

議 案 目 次

議案第 1 号	令和 6 年度唐津市一般会計予算	(別冊)
議案第 2 号	令和 6 年度唐津市国民健康保険特別会計予算	(別冊)
議案第 3 号	令和 6 年度唐津市後期高齢者医療特別会計予算	(別冊)
議案第 4 号	令和 6 年度唐津市介護保険特別会計予算	(別冊)
議案第 5 号	令和 6 年度唐津市国民宿舎特別会計予算	(別冊)
議案第 6 号	令和 6 年度唐津市有線テレビ事業特別会計予算	(別冊)
議案第 7 号	令和 6 年度唐津市水道事業会計予算	(別冊)
議案第 8 号	令和 6 年度唐津市工業用水道事業会計予算	(別冊)
議案第 9 号	令和 6 年度唐津市下水道事業会計予算	(別冊)
議案第 10 号	令和 6 年度唐津市市民病院きたはた事業会計予算	(別冊)
議案第 11 号	令和 6 年度唐津市モーターボート競走事業会計予算	(別冊)
議案第 12 号	市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例 制定について	1
議案第 13 号	唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制 定について	3
議案第 14 号	唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例制定について	5
議案第 15 号	唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	9
議案第 16 号	唐津市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制 定について	11
議案第 17 号	唐津市職員給与条例及び唐津市会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて	13
議案第 18 号	唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 制定について	15
議案第 19 号	唐津市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	20
議案第 20 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制 定について	22
議案第 21 号	唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例制定について	

	て ……………	2 4
議案第 2 2 号	唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について ……………	2 8
議案第 2 3 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	3 1
議案第 2 4 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	3 3
議案第 2 5 号	唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	3 5
議案第 2 6 号	唐津市介護保険条例の一部を改正する条例制定について ……………	3 8
議案第 2 7 号	唐津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	4 0
議案第 2 8 号	唐津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	4 2
議案第 2 9 号	唐津市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について ……………	4 4
議案第 3 0 号	唐津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	4 6
議案第 3 1 号	唐津市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について ……………	4 8
議案第 3 2 号	唐津市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	5 0
議案第 3 3 号	唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について ……………	5 2
議案第 3 4 号	唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について ……………	5 4
議案第 3 5 号	唐津市水道事業給水条例及び唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	5 6
議案第 3 6 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について ……………	5 8
議案第 3 7 号	唐津市教育委員会教育長の任命につき市議会の同意を求めることについて ……………	6 0
議案第 3 8 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて（その 1） ……………	6 2
議案第 3 9 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて（その 2） ……………	6 4
議案第 4 0 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて（その 3） ……………	6 6

議案第 4 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて（その 4）	6 8
議案第 4 2 号	唐津市過疎地域持続的発展計画の変更について	7 0
議案第 4 3 号	神集島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につ いて	7 3
議案第 4 4 号	小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につ いて	7 8
議案第 4 5 号	財産の減額貸付けについて	8 2
議案第 4 6 号	財産の処分について	8 3
議案第 4 7 号	市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の 提起及び和解について	8 4
議案第 4 8 号	4 年災第 2 号 市道新木場・高串線道路災害復旧工事請 負契約の変更について	8 5
議案第 4 9 号	市道路線の認定について	8 6
議案第 5 0 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認に ついて	8 8
報告第 1 号	専決処分の報告について	9 9
報告第 2 号	令和 4 年度唐津市水道事業会計決算不認定に係る措置に ついて	1 0 1

議案第12号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例制定について
市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の4の項中「進学準備給付金の支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 職員の仕事と家庭の両立及び多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備を推進するため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、第1項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第8条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子

（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員であって、規則で定めるもの

- 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を

介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育する」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条第4項において「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）」を削り、同条第2項及び第3項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第4項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及

び第3項において同じ。)」を削り、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市特別職報酬等審議会からの答申に基づき改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「503,000円」を「532,000円」に、
「459,000円」を「486,000円」に、「438,000円」を
「464,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の規定に基づき支給される議員報酬については、なお従前の例による。

議案第16号

唐津市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
唐津市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市特別職報酬等審議会への諮問基準の見直しのため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

唐津市特別職報酬等審議会条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、報酬等の額の適否について審議会に諮問することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

唐津市職員給与条例及び唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員給与条例及び唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法に
準拠する必要があるため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員給与条例及び唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

(唐津市職員給与条例の一部改正)

第1条 唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第2条第1項」の次に「から第4項まで」を、「乗じたもの」の次に「から毎年4月1日から翌年3月31日までの間における勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び同条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に相当する数に7時間45分（勤務時間条例第2条第2項から第4項までに規定する職員にあっては、7時間45分にこれらの項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減じたものをいう。以下同じ。）」を加える。

(唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「給料又は基本報酬の月額に12を乗じて得た額を、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して」を「一般職員の例により計算して」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の唐津市職員給与条例第24条及び改正後の唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る勤務1時間当たりの給与額について適用し、同日前の勤務に係る勤務1時間当たりの給与額については、なお従前の例による。

議案第 18号

唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 給与の適正化のため、職員の特種勤務手当について見直しを行うもの
である。

唐津市条例第 号

唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

唐津市職員特殊勤務手当支給条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市税等徴収事務従事手当

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 防疫等作業従事手当

(5) 犬猫等死体処理作業従事手当

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号及び第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号を削り、第13号を第9号とし、第14号を第10号とする。

第4条第2項中「第2条第2項」の次に「から第4項まで」を加え、「育児短時間勤務職員等」を「職員」に改める。

第6条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

手当の種類	手当の額	摘要
用地等権利取得交渉手当	1日につき 300円	用地等権利取得につき、権利者との交渉事務に従事した職員
市税等徴収事務従事手当	1日につき 150円	市税、国民健康保険税又は税外収入金の徴収に関する業務のうち別に規則で定めるものに従事した職員
結核患者家庭訪問手当	1日につき 300円	在家庭の結核患者を訪問し、保健師業務に従事した職員
防疫等作業従事手当	1日につき 300円	感染症患者（疑似症患者を含む。）の救護、汚染物件の処理作業等防疫

		作業に従事した職員
		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜伝染病の病原体を有する家畜又は家畜伝染病の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員
犬猫等死体処理作業従事手当	1件につき 400円	犬、猫その他これに類する動物で別に規則で定めるものの死体処理作業に従事した職員
行旅病人、死亡人取扱手当	行旅病人 1人につき 1,500円 死亡人の取扱遺骸 1体につき 3,000円	行旅病人、死亡人の取扱いに従事した職員
社会福祉業務従事手当	1日につき 300円	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活扶助に係る指導、相談又は調査に係る業務に従事した職員
医療手当	月額 100,000円	医療職給料表（1）の適用を受ける職員で唐津市神集島診療所、唐津市高島診療所、唐津市加唐島診療所、唐津市馬渡島診療所及び唐津市小川島診療所に勤務する職員
市民病院職員従事手当	特別 手当 院長 月額 400,000円以内 副院長 月額 370,000円以内 医師 月額	市民病院に勤務する医師

	250,000 円以内	
研究 手当	月 額 100,000 円	市民病院に勤務し、研究業務に従事 する医師
	月 額 4,000 円	調剤業務に専ら従事する薬剤師 X線業務に専ら従事するX線技師 臨床検査業務に専ら従事する臨床検 査技師
	勤務 1 回につき 7,300 円	深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで）に夜間看護に従事する看護 師
消防業務従事 手当	はしご車による消火活 動 1 回につき 560 円 その他消火活動 1 回に つき 280 円	消防職員が火災現場に出動し、消火 活動を行ったとき。
	消防職員で救急救命士 の資格を有するもの 1 回につき 400 円	消防職員が救急事故のため出動し、 傷病者の応急処置及び搬送を行った とき。
	その他の職員 1 回に つき 160 円	
	勤務 1 回につき 340 円 ただし深夜における勤 務時間が 2 時間に満た ない場合にあつては 280 円	消防職員のうち隔日勤務をしている 者が、正規の勤務時間による勤務と して深夜（午後 10 時から翌日の午 前 5 時まで）における通信等の業務 に従事したとき。
	月 額 2,000 円	消防職員のうち救助隊員に任命され た者

備考 1日を単位として特殊勤務手当を支給する業務のうち、同日中に特殊勤務手当の種類又は手当の額を異にした業務に従事した場合は、いずれか高い額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の唐津市職員特殊勤務手当支給条例の規定による特殊勤務手当に該当する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

議案第19号

唐津市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
唐津市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 観光施設特別会計の名称の変更に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市特別会計条例の一部を改正する条例

唐津市特別会計条例（平成17年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を次のように改める。

(4) 国民宿舎特別会計

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の唐津市特別会計条例第1条第4号に規定する観光施設特別会計（次項において「旧観光施設特別会計」という。）の令和5年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 3 旧観光施設特別会計のうち海中展望塔の運営に係る債権債務及び出納閉鎖後の歳計剰余金は、一般会計が引き継ぐものとする。

(唐津市国民宿舎基金条例の一部改正)

- 4 唐津市国民宿舎基金条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「観光施設特別会計」を「国民宿舎特別会計」に改める。

議案第20号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市海中展望塔運営基金の廃止に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(157) 唐津市海中展望塔運営基金条例（平成17年条例第92号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 21 号

唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例制定について
唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 人権に関する問題の解消を図り、人権が尊重される社会づくりを推進
するため制定するものである。

唐津市条例第 号

唐津市人権が尊重される社会づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての市民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進めるに当たっての市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）及び女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国、県、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 市民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第5条 市長は、人権施策を実施するための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第8条第1項の唐津市人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人権侵害行為の禁止等)

第6条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

- 2 市は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。
- 3 市は、人権侵害行為を受けた者に対して、相談対応その他必要な支援を行うものとし、相談体制の整備に努めるものとする。

(インターネット上の誹謗中傷等に対する措置)

第7条 市は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、市民に関し、又は市民によりインターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。）が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対し市が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認めるときは、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(人権施策推進審議会)

第8条 市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する重要事項について調査審議するため、唐津市人権施策推進審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている唐津市人権教育・啓発基本方針は、第5条第1項に規定する基本方針とみなす。

(唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正)

- 3 唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(156) 唐津市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（平成17年条例第360号）

(唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

部落差別撤廃・人権擁護審議会委員	日額 5,500円
------------------	-----------

」

を

「

人権施策推進審議会委員	日額 5,500円
-------------	-----------

」

に改める。

議案第 22 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 佐賀県が示す標準保険税率に準じ改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

唐津市国民健康保険税条例（平成17年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.35」を「100分の10.10」に改める。

第4条中「21,815円」を「23,600円」に改める。

第5条第1号中「30,658円」を「31,400円」に改め、同条第2号中「15,329円」を「15,700円」に改め、同条第3号中「22,993円」を「23,550円」に改める。

第6条中「100分の3.18」を「100分の3.10」に改める。

第7条中「6,837円」を「7,600円」に改める。

第7条の2第1号中「8,059円」を「9,400円」に改め、同条第2号中「4,029円」を「4,700円」に改め、同条第3号中「6,044円」を「7,050円」に改める。

第8条中「100分の2.58」を「100分の2.60」に改める。

第9条中「9,365円」を「9,800円」に改める。

第9条の2中「5,527円」を「6,100円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「15,271円」を「16,520円」に改め、同号イ（ア）中「21,461円」を「21,980円」に改め、同号イ（イ）中「10,731円」を「10,990円」に改め、同号イ（ウ）中「16,096円」を「16,485円」に改め、同号ウ中「4,786円」を「5,320円」に改め、同号エ（ア）中「5,642円」を「6,580円」に改め、同号エ（イ）中「2,821円」を「3,290円」に改め、同号エ（ウ）中「4,231円」を「4,935円」に改め、同号オ中「6,556円」を「6,860円」に改め、同号カ中「3,869円」を「4,270円」に改め、同項第2号ア中「10,908円」を「11,800円」に改め、同号イ（ア）中「15,329円」を「15,700円」に改め、同号イ（イ）中「7,665円」を「7,850円」に改め、同号イ（ウ）中「11,497円」を

「11,775円」に改め、同号ウ中「3,419円」を「3,800円」に改め、同号エ（ア）中「4,030円」を「4,700円」に改め、同号エ（イ）中「2,015円」を「2,350円」に改め、同号エ（ウ）中「3,022円」を「3,525円」に改め、同号オ中「4,683円」を「4,900円」に改め、同号カ中「2,764円」を「3,050円」に改め、同項第3号ア中「4,363円」を「4,720円」に改め、同号イ（ア）中「6,132円」を「6,280円」に改め、同号イ（イ）中「3,066円」を「3,140円」に改め、同号イ（ウ）中「4,599円」を「4,710円」に改め、同号ウ中「1,368円」を「1,520円」に改め、同号エ（ア）中「1,612円」を「1,880円」に改め、同号エ（イ）中「806円」を「940円」に改め、同号エ（ウ）中「1,209円」を「1,410円」に改め、同号オ中「1,873円」を「1,960円」に改め、同号カ中「1,106円」を「1,220円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,272円」を「3,540円」に改め、同号イ中「5,454円」を「5,900円」に改め、同号ウ中「8,726円」を「9,440円」に改め、同号エ中「10,908円」を「11,800円」に改め、同項第2号ア中「1,026円」を「1,140円」に改め、同号イ中「1,709円」を「1,900円」に改め、同号ウ中「2,735円」を「3,040円」に改め、同号エ中「3,419円」を「3,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第23号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市地域振興基金の廃止に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(158) 唐津市地域振興基金条例（平成17年条例第86号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の唐津市地域振興基金条例に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、この条例の施行の日において、唐津市福祉基金条例（平成17年条例第100号）に基づく基金に属するものとする。

議案第24号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市七山鳴神の丘ふれあい館の廃止に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(159) 唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例（平成18年条例第5号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例の一部
を改正する条例制定について

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正、施術費の追加助成その
他諸要件の整理に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例（平成17年条例
第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第67条第1項第2号」を「第67条第1項第3号」に
改める。

第3条第1項中「施術者から」を「施術所で」に改める。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、各年度10回を限度として追加する
ことができるものとする。

第5条中「施術者」を「次条の規定により市長が指定する施術所の開設者」に改
める。

第6条の見出し中「施術者」を「施術所」に改め、同条第1項中「うちから」の
次に「開設者の」を加え、「施術者」を「施術所」に改め、同項第1号中「受けて
いること、又は当該免許を」を削り、同条第2項中「市外に」を「市外の」に、
「有するものを施術者とする」を「指定する」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「施術者」を「施術所」に改め、同条第4号中「前
3号」を「前各号」に、「施術者」を「施術所」に改め、同号を同条第5号とし、
同条第3号中「施術者」を「開設者」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号
中「条例」の次に「及び規則」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に
次の1号を加える。

(2) 開設者が詐欺その他不正行為により助成金を請求したとき。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により施術所の指定を取り消した場合において、その取消
しの日から起算して5年を経過する日までの間、当該施術所の開設者による前条
の申請を拒むことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第7条までの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

唐津市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
唐津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 第1号被保険者に対する介護保険料の改定に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市介護保険条例の一部を改正する条例

唐津市介護保険条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,744円」を「33,444円」に改め、同項第2号中「55,116円」を「50,340円」に改め、同項第3号中「55,116円」を「50,712円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 139,632円

(11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 154,332円

(12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 169,032円

(13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 176,376円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,056円」を「20,952円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,056円」を「20,952円」に、「36,744円」を「35,652円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,056円」を「20,952円」に、「51,444円」を「50,340円」に改める。

第6条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第38条第1項第1号から第8号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第27号

唐津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定
について

唐津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 子どもの医療費の助成の充実を図るため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

唐津市子どもの医療費の助成に関する条例（平成17年条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第28号

唐津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

唐津市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第172号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

唐津市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
唐津市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 漁港漁場整備法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市漁港管理条例の一部を改正する条例

唐津市漁港管理条例（平成17年条例第209号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第13条第1項中「（以下「使用料等）」を「。以下「使用料等）」に改める。

第14条第1項中「権限」を「権原」に、「又は水面若しくは土地の一部の占用の許可を受けた者（法第39条第4項に規定する者を除く。）」を「若しくは占用の許可を受けた者（法第39条第4項に規定する者を除く。）又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

唐津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例制定について

唐津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 漁港漁場整備法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

唐津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年条例第346号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第21号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 31 号

唐津市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
唐津市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正
に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市市営住宅条例の一部を改正する条例

唐津市市営住宅条例（平成17年条例第257号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「配偶者暴力防止等法第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「配偶者暴力防止等法第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 32 号

唐津市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部を改正する条例

唐津市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（平成17年条例第256号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 33 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
唐津市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市体育施設の廃止及び名称の変更に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例

唐津市体育施設条例（平成17年条例第326号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4（1）ウ（イ）の表中

「

唐津市肥前体育館	シャワー（1回当たり）	100円
唐津市鎮西スポーツセンター体育館		
唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場		

」

を

「

唐津市鎮西スポーツセンター体育館	シャワー（1回当たり）	100円
唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場		

」

に改める。

別表第2の11の表中「唐津市立簗木小学校運動場」を「旧唐津市立簗木小学校運動場」に改め、同表旧唐津市立本山小学校運動場の項を削り、同表中「唐津市立巖木小学校運動場」を「旧唐津市立巖木小学校運動場」に、「唐津市立入野小学校運動場」を「唐津市立肥前小学校運動場」に改め、同表唐津市立田野小学校の項を削り、同表中「唐津市立納所小学校運動場」を「旧唐津市立納所小学校運動場」に改め、同表唐津市立加唐小学校運動場の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第34号

唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

唐津市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第337号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた唐津市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 35 号

唐津市水道事業給水条例及び唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市水道事業給水条例及び唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 水道法の一部改正等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市水道事業給水条例及び唐津市水道事業布設工事監督者及び水道
技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

(唐津市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 唐津市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 266 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 4 条、第 26 条第 2 項ただし書及び第 29 条第 1 号中「厚生労働省令」を
「国土交通省令」に改める。

(唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例
の一部改正)

第 2 条 唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する
条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例
の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する
講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の唐津市水道事業布設工事監
督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例第 4 条第 6 号の規定による国
土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
とみなす。

議案第36号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市星賀わんぱくハウスの廃止に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(160) 唐津市星賀わんぱくハウス条例（平成17年条例第310号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 37 号

唐津市教育委員会教育長の任命につき市議会の同意を求めることについて

次の者を唐津市教育委員会教育長に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 栗 原 宣 康

生年月日 [REDACTED]

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

くり はら のり やす
栗 原 宣 康

略 歴

昭和53年4月	唐津市立第二中学校講師
昭和54年4月	佐賀県に奉職（呼子町立呼子中学校教諭）
昭和61年4月	鎮西町立名護屋中学校教諭
平成4年4月	東松浦教育事務所指導主事
平成11年4月	唐津市立第一中学校教諭
平成12年4月	呼子町立呼子中学校教頭
平成15年4月	唐津市立鬼塚中学校教頭
平成17年4月	唐津市立浜玉中学校校長
平成18年4月	東松浦教育事務所所長
平成21年4月	佐賀県教育庁学校教育課参事
平成25年4月	唐津市立浜玉中学校校長
平成28年3月	佐賀県を退職
平成28年4月	唐津市教育委員会事務局学校教育課指導主事
平成29年4月	佐賀県波戸岬少年自然の家所長
平成30年4月	唐津市教育委員会教育長（現在に至る）

議案第38号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その1)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

上 田 富 士 江

生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。

うえ だ ふ じ え
上 田 富 士 江

略 歴

- | | |
|---------|---|
| 昭和51年5月 | 肥前町臨時職員（昭和55年12月まで） |
| 昭和56年1月 | 肥前町に奉職 |
| 平成17年1月 | 肥前支所職員 |
| 平成27年4月 | 肥前市民センター市民福祉課切木出張所係長 |
| 平成29年4月 | 肥前市民センター市民福祉課副課長兼切木出張所係長 |
| 平成30年3月 | 唐津市を退職 |
| 平成30年4月 | 肥前市民センター市民福祉課切木出張所係長（再任用）
（令和3年3月まで） |
| 令和4年6月 | 肥前市民センター会計年度任用職員（令和5年5月まで） |

議案第 39 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 2)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名 石 山 貴 子

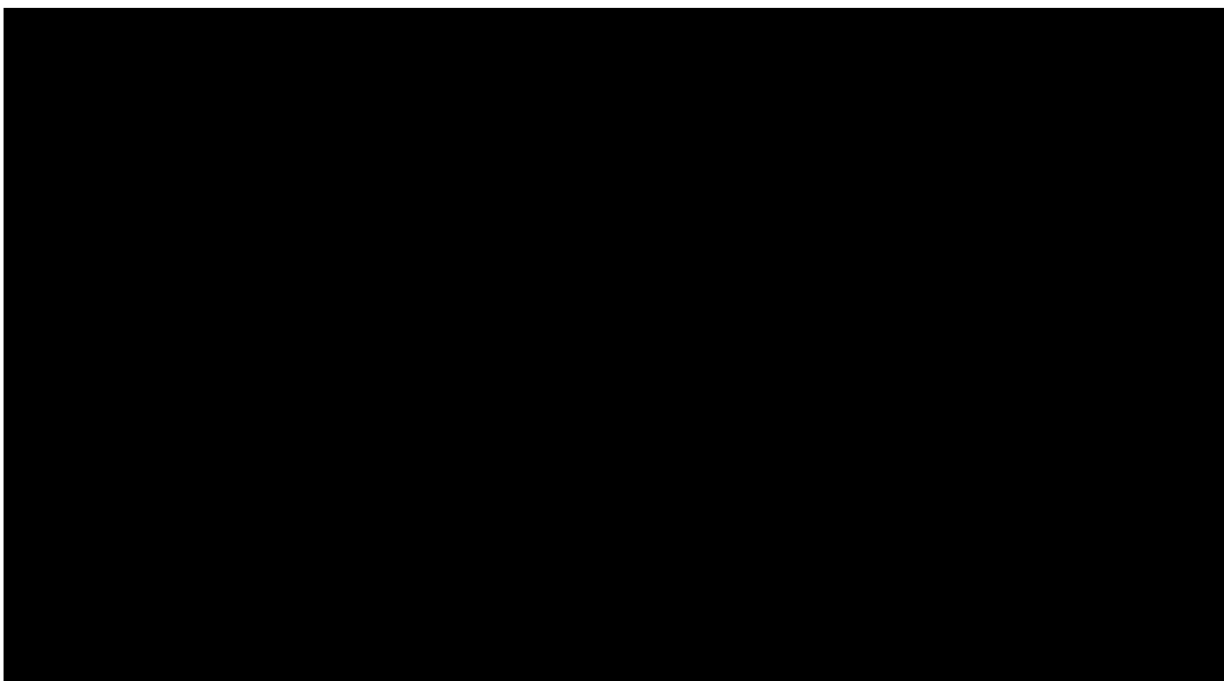
生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

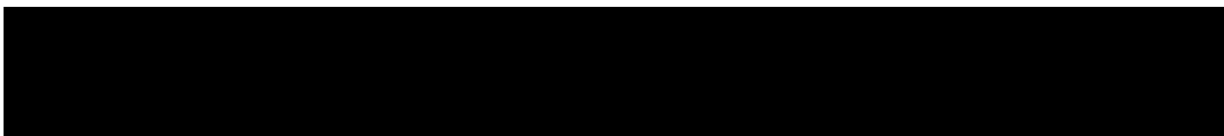
いし やま たか こ
石 山 貴 子

略 歴



令和 3 年 2 月 唐津市教育委員会委員（現在に至る）

令和 3 年 1 0 月 佐賀県立名護屋城博物館協議会委員（現在に至る）



議案第40号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その3)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 坂 本 和 人

生年月日



提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。

さか もと かず と
坂 本 和 人

略 歴

昭和55年4月 唐津市に奉職
平成17年7月 市民環境部人権ふれあいセンター係長
平成24年4月 教育委員会事務局生涯学習課長
平成25年4月 市民部人権・同和対策課長
平成27年3月 唐津市を退職

令和3年4月 人権擁護委員（現在に至る）

議案第41号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その4)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 松 尾 盟 子

生年月日



提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。

まつ お めい こ
松 尾 盟 子

略 歴

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 昭和44年4月 | 呼子町に奉職 |
| 平成13年4月 | 呼子町教育委員会学校教育係長 |
| 平成17年1月 | 教育員会事務局呼子支所教育課学校教育係長 |
| 平成18年4月 | 会計課会計分室（呼子支所）審査出納係長 |
| 平成21年4月 | 教育委員会事務局呼子支所教育課長 |
| 平成22年4月 | 呼子支所市民福祉課長 |
| 平成23年3月 | 唐津市を退職 |
| 平成23年4月 | 唐津市呼子学校給食センター常勤嘱託職員（平成26年3月まで） |
| 平成26年4月 | 唐津市呼子学校給食センター期間業務非常勤職員（平成28年3月まで） |
| 平成30年7月 | 人権擁護委員（現在に至る） |

議案第42号

唐津市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、唐津市過疎地域持続的発展計画を別紙のように変更するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 過疎地域の公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更するものである。

唐津市過疎地域持続的発展計画（変更）

頁	項目	変更案	現行														
54頁 ～ 55頁	10 地域文化の振興等	<p>(3) 具体的な解決策 自然及び歴史文化遺産については、史跡や天然記念物の保存及び活用に努め、埋蔵文化財、歴史的町並みなどの調査、保存及び修復を図る。 歴史、文化、伝統芸能等への認識については、調査、学習及び啓発活動を通して深め、後世に受け継ぐための指導者支援及び後継者の育成を進める。 また、地域文化の保全のために高齢者が持つ豊かな知識、技術等を活用して、祭りや食文化の伝承にも努める。 各地区の文化活動の推進については、文化に触れることができ る多様な機会を提供できるように各種団体と連携し、活動の強化を図るとともに、文化活動の拠点となる各文化施設の老朽化対策を実施し、<u>施設環境の整備を行う。</u> 地域の文化的資源及び活動により地域活性化を図り、新たな文化を創造していく。</p> <p>(4) 事業計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>地域文化振興施設等</u></td> <td rowspan="2">相知交流文化センター改修事業</td> <td>事業主体</td> </tr> <tr> <td>了 <u>地域文化振興施設</u></td> <td>唐津市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	(1) <u>地域文化振興施設等</u>	相知交流文化センター改修事業	事業主体	了 <u>地域文化振興施設</u>	唐津市	<p>(3) 具体的な解決策 自然及び歴史文化遺産については、史跡や天然記念物の保存及び活用に努め、埋蔵文化財、歴史的町並みなどの調査、保存及び修復を図る。 歴史、文化、伝統芸能等への認識については、調査、学習及び啓発活動を通して深め、後世に受け継ぐための指導者支援及び後継者の育成を進める。 また、地域文化の保全のために高齢者が持つ豊かな知識、技術等を活用して、祭りや食文化の伝承にも努める。 各地区の文化活動の推進については、文化に触れることができ る多様な機会を提供できるように各種団体と連携し、活動の強化を図る</p> <p>_____。 地域の文化的資源及び活動により地域活性化を図り、新たな文化を創造していく。</p> <p>(4) 事業計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体			
事業名	事業内容	事業主体															
(1) <u>地域文化振興施設等</u>	相知交流文化センター改修事業	事業主体															
了 <u>地域文化振興施設</u>		唐津市															
事業名	事業内容	事業主体															

<p>(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 了 地域文化振興</p>	<p>観光文化施設管理 略 略</p>	<p>(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 了 地域文化振興</p>	<p>観光文化施設管理 略 略</p>	<p>唐津市</p>	<p>唐津市</p>
--	-----------------------------	--	-----------------------------	------------	------------

議案第43号

神集島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、神集島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 神集島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更
するものである。

総合整備計画書（第7次変更）

佐賀県唐津市神集島辺地

（辺地の人口297人 面積1.4km²）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市神集島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市神集島1302番

(3) 辺地度点数

141点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、湊浜漁港から2キロメートルの距離にあり、渡船で約8分を要し、漁業のほか島外へ通勤する住民の多い孤島である。玄武岩で形成される島で、北西部に砂嘴と台地で囲まれた良港があり、その周りに集落が形成されている。

神集島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 医療施設等設備整備事業

神集島診療所は、昭和57年に開設して以来、島民の健康維持に寄与するため、随時医療設備の更新や新規医療機器の導入を行ってきた。

今回導入予定の医療機器については、いずれも地域医療に必要不可欠なものであり、離島医療を充実し、島民の生活の安全を確保するため早急に導入し、整備を図る必要があるものである。

ア デジタル画像診断装置の導入

デジタル画像診断装置は、エックス線撮影から読影までの時間が短時間で
行えるもので、デジタルならではの画像処理により安定した高画質で読影が
より確かとなるうえに、患者のデータを一元管理できる装置であり、離島医
療の充実を図るため導入するものである。

イ 超音波診断装置の更新

現在使用している超音波診断装置は、平成19年度に購入したもので、老
朽化のため抽出能力に限界があり、疾病の早期発見、病態評価や経過観察が
できにくい状態である。島民の高齢化及び定期的に本土の医療機関を容易に
受診できない地理的条件などを考慮し、対策を講ずる必要があるため更新す
るものである。

ウ 干渉低周波治療器の更新

現在使用している干渉低周波治療器は、疼痛緩和や筋萎縮の改善等に治療
効果が見込まれる機器であるが、平成10年度に購入したもので、老朽化し
ており安全面からも更新が必要である。島民の高齢化及び定期的に本土の医
療機関を容易に受診できない地理的条件などを考慮し、対策を講ずる必要が
あるため更新するものである。

エ 解析付多機能心電計の更新

現在使用している解析付多機能心電計は、平成21年度に購入したもので、
老朽化のため度々修繕を行い診療に支障を来している。虚血性心疾患（心筋
梗塞及び狭心症）、不整脈などの救急患者に対応するためには、心電計は、
必要最低限の医療機器であり、島民への医療提供体制の確保のため更新す
るものである。

オ 一般X線撮影装置購入事業

X線テレビ透視撮影装置一式は、平成18年度に購入したもので、老朽化
による故障等を繰り返している。また、令和2年3月31日に保守部品の保
有期間が終了するなど安定した医療の提供が困難になってきたため更新す
るものである。

カ 自動分割分包機の更新

自動分割分包機は、平成20年度に購入したもので、老朽化による故障等を繰り返している。患者に薬を渡すまでに時間がかかり、日常業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

キ マイクロ波治療器の更新

マイクロ波治療器は、平成22年度に購入したもので、疼痛の軽減や筋緊張の緩和、血流改善が期待できる深部温熱機器となっているが、老朽化しており安全面からも更新が必要である。島民の高齢化及び定期的に本土の医療機関を容易に受診できない地理的条件などを考慮し、対策を講ずる必要があるため更新するものである。

(2) 漁業集落排水長寿命化事業

神集島地区の漁業集落排水施設は、平成5年に供用開始して以来、神集島地区での水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況のため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

(3) 小型動力ポンプ積載車購入事業

小型動力ポンプ運搬車（軽トラックタイプ）は、平成12年に購入して以来、島民の安全・安心に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しい。小型動力ポンプ運搬車（軽トラックタイプ）を購入することで、消防体制の万全を図るものである。

(4) 小型動力ポンプ購入事業

小型動力ポンプは、平成14年及び平成16年に購入して以来、島民の安全・安心に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しい。小型動力ポンプを購入することで、消防体制の万全を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和6年度までの8年間

(単位：千円)

区 分	財 源 内 訳		一般財源 の うち

		事業費	特定 財源	一般 財源	辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考	
施 設 名	事業主体名						
変更前	医療施設等設備整備事業	唐津市	17,173	8,586	8,587	8,400	平成 29 年度から 令和 5 年度まで
	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	130,075	56,040	74,035	37,000	令和元年度から 令和 3 年度まで
	小型動力ポン プ積載車購入 事業	唐津市	2,641	0	2,641	2,400	令和 3 年度
	小型動力ポン プ購入事業	唐津市	2,559	0	2,559	2,500	令和 5 年度
計			152,448	64,626	87,822	50,300	
変更後	医療施設等設備整備事業	唐津市	18,044	9,021	9,023	8,800	平成 29 年度から 令和 6 年度まで
	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	130,075	56,040	74,035	37,000	令和元年度から 令和 3 年度まで
	小型動力ポン プ積載車購入 事業	唐津市	2,641	0	2,641	2,400	令和 3 年度
	小型動力ポン プ購入事業	唐津市	5,555	0	5,555	5,400	令和 5 年度から 令和 6 年度まで
計			156,315	65,061	91,254	53,600	

議案第 4 4 号

小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条の規定により、小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 小川島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更
するものである。

総合整備計画書（第1次変更）

佐賀県唐津市呼子町小川島辺地

（辺地の人口283人 面積0.9km²）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市呼子町小川島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市呼子町小川島36番5

(3) 辺地度点数

164点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、呼子港から6.8キロメートルの距離にあり、渡船で約20分を要する半農半漁の孤島である。また、江戸時代は捕鯨の基地として栄えたが、現在はイカ漁に移行している。

小川島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 小川島教職員宿舎改修事業

小川島教職員宿舎（北宿舎）は、昭和55年に建設し、教職員の定住促進に寄与してきたが、老朽化や塩害による劣化が発生し、改修が必要となっているため、教職員宿舎の改修を実施することにより、教職員宿舎の住環境の向上を図るものである。

(2) 医療施設等設備整備事業

小川島診療所は、昭和56年に開設して以来、島民の健康維持に寄与するため、随時医療設備の更新や新規医療機器の導入を行ってきた。

今回導入予定の医療機器については、いずれも地域医療に必要不可欠なものであり、離島医療を充実し、島民の生活の安全を確保するため早急に導入し、整備を図る必要があるものである。

ア 自動分割分包機の更新

自動分割分包機は、平成22年度に購入したもので、老朽化による故障等を繰り返している。患者に薬を渡すまでに時間がかかり、日常業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

イ 内視鏡洗浄消毒装置の更新

内視鏡洗浄消毒装置は、内視鏡の施術機会の増大とともに、使用頻度が増加している機器であるが、平成23年度に購入したもので、消毒機能が追いつかず、日常業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

(3) 漁業集落排水長寿命化事業

小川島地区の漁業集落排水施設は、平成16年に供用開始して以来、地区の水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況であるため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位：千円)

区 分		事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考
				特定 財源	一般 財源		
施 設 名							
変更前	小川島教職員 宿舍改修事業	唐津市	620	0	620	600	令和5年度
計			620	0	620	600	
変	小川島教職員 宿舍改修事業	唐津市	620	0	620	600	令和5年度

更 後	医療施設等設 備整備事業	唐津市	2,794	1,397	1,397	1,300	令和6年度
	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	67,069	31,610	35,459	17,500	令和6年度から 令和9年度まで
計			70,483	33,007	37,476	19,400	

議案第45号

財産の減額貸付けについて

次のとおり財産を減額貸付けするものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 財産の所在

佐賀県唐津市七山滝川1254番

2 貸付けに係る財産の内容

唐津市七山市民センター庁舎の一部

構 造	面 積
鉄筋コンクリート造3階建	124.83㎡

3 貸付料の額

唐津市公有財産規則（平成17年規則第52号）に定める方法により算出した額の10分の3の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）

4 貸付けの相手方



森 健 人

5 貸付けの目的

唐津市七山市民センター庁舎の一部を4の貸付けの相手方に歯科診療施設として貸し付けることにより、七山地域の地域医療の確保を図るものである。

6 貸付けの期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由 地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

議案第46号

財産の処分について

次のとおり財産を処分するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 所在地

佐賀県唐津市北波多徳須恵字成ツギ1398番4

2 財産の表示

土地

所在地	地目	面積
佐賀県唐津市北波多徳須恵字成ツギ1398番4	雑種地	9,547㎡

3 契約の方法

一般競争入札による契約

4 売払金額

金49,500,000円

5 売払いの相手方

佐賀県佐賀市本庄町大字袋405番地8

株式会社イチケン

代表取締役 佐 田 秀 勝

提案理由 地方自治法第96条第1項第8号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

議案第47号

市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解
について

令和6年度において、市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解をすることができるものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 市営住宅等の適正な財産管理を期するため提案するものである。

議案第48号

4年災第2号 市道新木場・高串線道路災害復旧工事請負契約の変更
について

4年災第2号 市道新木場・高串線道路災害復旧工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議決年月日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和4年6月23日 議案第64号	契約金額	金 189,904,000 円	金 194,337,000 円

提案理由 地すべり抑止杭工及び地下水排除工の数量変更等に伴い、契約金額を変更する必要があるため提案するものである。

議案第49号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定するものとする。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

認定する市道路線

整理番号	路線名	起終点地名	参考資料番号
1	南新開五号線	鏡字南新開3087番2地先 鏡字南新開3087番6地先	1
2	元石町一号線	元石町196番6地先 元石町195番3地先	2
3	元石町二号線	元石町593番4地先 元石町593番10地先	3
4	今屋敷一号線	鏡字今屋敷1783番1地先 鏡字今屋敷1799番17地先	4
5	今屋敷二号線	鏡字今屋敷1790番9地先 鏡字今屋敷1790番16地先	4
6	和多田西山五号線	和多田西山4351番12地先 和多田西山4351番8地先	5
7	口ノ坪一号線	久里字口ノ坪535番30地先 久里字口ノ坪535番29地先	6
8	口ノ坪二号線	久里字口ノ坪535番20地先 久里字口ノ坪535番23地先	6
9	口ノ坪三号線	久里字口ノ坪535番26地先 久里字口ノ坪535番29地先	6

10	久里高田一号線	久里字高田765番11地先 久里字高田765番8地先	7
11	中島六号線	神田字中田1204番9地先 神田字中田1205番5地先	8
12	大岩四号線	浜玉町横田下字大岩491番11地先 浜玉町横田下字大岩491番6地先	9

提案理由 道路法第8条第2項の規定により提案するものである。

議案第50号

令和5年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月24日

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度唐津市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額 86,693,581 千円に歳入歳出それぞれ 537,001 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87,230,582 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金		14,102,979	537,001	14,639,980
	2 国庫補助金	4,442,977	537,001	4,979,978
歳入合計		86,693,581	537,001	87,230,582

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 民生費		24,220,812	537,001	24,757,813
	1 社会福祉費	10,954,624	537,001	11,491,625
歳 出 合 計		86,693,581	537,001	87,230,582

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する支援給付金給付事業費	520,000
		令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する支援給付金給付事務費	17,001

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	14,102,979	537,001	14,639,980
歳入合計	86,693,581	537,001	87,230,582

総括

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	24,220,812	537,001	24,757,813
歳 出 合 計	86,693,581	537,001	87,230,582

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
537,001	0	0	0
537,001	0	0	0

総括

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	2,777,366	537,001	3,314,367
計	4,442,977	537,001	4,979,978

節		金 額	説 明
区 分			
1 総務管理費補助金	537,001	地方創生臨時交付金	537,001

15款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額 補正額		計	補正額の財源内訳				
	千円	千円		千円	特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 社会福祉総務費	3,498,684	537,001	4,035,685	537,001				
計	10,954,624	537,001	11,491,625	537,001				

節		金額	説明
区分			
1 報酬	511	千円 511	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する支援給付金給付 事業費 520,000
3 職員手当等	600	600	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する支援給付金給付 事務費 17,001
4 共済費	94	94	
8 旅費	17	17	
10 需用費	1,200	1,200	
11 役務費	2,830	2,830	
12 委託料	11,071	11,071	
13 使用料及び賃借料	678	678	
18 負担金補助及び交付金	520,000	520,000	

3款 民生費

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月26日

唐津市長 峰 達 郎

1 事故の内容

市道上の木片等の堆積物による普通自動車への物損事故

2 事故発生年月日

令和5年10月22日

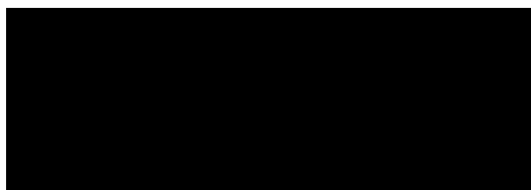
3 事故発生場所

佐賀県唐津市菅牟田560番14地先の市道上

4 損害賠償の額

金7,342円

5 損害賠償及び和解の相手方



6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 前号以外に唐津市と5の損害賠償及び和解の相手方には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

報告第2号

令和4年度唐津市水道事業会計決算不認定に係る措置について

令和4年度唐津市水道事業会計決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第8項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年2月26日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 決算不認定に係る経緯

令和5年第3回唐津市議会定例会に、議案第109号「令和4年度唐津市水道事業会計の利益処分及び決算」を監査委員の意見を付して提出し、市議会の認定を求めたところ、同議案は賛成少数で否決及び不認定となった。

2 決算不認定となった日

令和5年10月13日

3 決算不認定を踏まえ講じた措置の内容

水道法第24条第2項に基づく消火栓新設改良工事等負担金請求における不適正な事務処理について、次のとおり必要な措置を講じた。

- (1) 令和4年度に実施した消火栓新設改良等工事に係る負担金の未請求分については、令和5年第4回唐津市議会定例会において、議案第119号「令和5年度唐津市水道事業会計補正予算（第2号）」に計上し、令和5年12月22日に可決されたことを受け、同日付けで市長に負担金請求書を送付し、令和6年1月19日に入金を確認し、精算を完了した。
- (2) 消火栓の設置及び管理に係る負担金について、令和5年12月22日付けで「消火栓等の設置及び維持管理負担金に関する協定書」を市と水道事業で取り交わし、事務の適正化を図った。